

様式第 1 号（第 4 条関係）

審議会等設置状況

（令和 5 年 8 月 3 0 日現在）

|         |                                                              |
|---------|--------------------------------------------------------------|
| 審議会等の名称 | 伊万里市民生委員推薦会                                                  |
| 設置の根拠   | 民生委員法<br>伊万里市民生委員推薦会規程                                       |
| 設置の目的   | 本市の地域福祉に資する民生委員・児童委員（主任児童委員含む）としての適格性を判断し、厚生労働省に推薦する者を選任するため |
| 設置年月日   | 平成 2 年 1 1 月 1 4 日                                           |
| 委 員 数   | 1 2 人                                                        |
| 委員の任期   | 令和 4 年 8 月 1 日～令和 7 年 7 月 3 1 日                              |
| 委 員 名 簿 | ※別紙（様式第 1 号の 2）                                              |
| 所 管 課   | 健康福祉部 福祉課 福祉総務係<br>（電話番号 0 9 5 5 - 2 3 - 2 1 2 0）            |

様式第 1 号の 2（第 4 条関係）

委 員 名 簿

（五十音順・敬称略・会長◎・副会長○）

| 氏 名 |         | 所 属                 |
|-----|---------|---------------------|
|     | 岩 永 雅 弘 | 伊万里市区長会連合会監事        |
|     | 川 元 和 弘 | 伊万里地区保護司会会長         |
|     | 木 寺 克 郎 | 伊万里市健康福祉部長          |
|     | 酒 見 良 司 | 伊万里市教育委員            |
| ◎   | 清 水 正 彰 | 伊万里市民生委員・児童委員協議会会長  |
|     | 高 峯 優 貴 | 伊万里市保育会副会長          |
|     | 田 中 健 一 | 伊万里市民生委員・児童委員協議会副会長 |
| ○   | 中 野 大 成 | 伊万里市社会福祉協議会事務局長     |
|     | 西 山 太佳子 | 伊万里市教育委員            |
|     | 福 地 佳 野 | 伊万里人権擁護委員協議会事務局長    |
|     | 外 園 葉   | 伊万里市母子寡婦福祉連合会監事     |
|     | 松 尾 利 矢 | 伊万里市福祉課長            |

○伊万里市民生委員推薦会規程

平成2年11月14日

訓令第7号

改正 平成13年3月28日訓令第4号

平成28年6月17日訓令第6号

(目的)

第1条 この規程は、伊万里市民生委員推薦会（以下「推薦会」という。）に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 推薦会は、委員若干人を以て組織する。

2 委員は、次に掲げる者で、社会福祉の増進に熱意がある者のうちから、それぞれ2人以内を市長が委嘱又は任命する。

- (1) 民生委員
- (2) 社会福祉事業の実施に関係のある者
- (3) 伊万里市の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者
- (4) 教育に関係のある者
- (5) 伊万里市福祉関係の職員
- (6) 学識経験を有する者

(平13訓令4・平28訓令6・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第3条 推薦会に委員長1人、副委員長1人を置く。

2 委員長、副委員長は、それぞれ委員の互選とする。

(任期)

第4条 推薦会の正、副委員長の任期は、推薦会においてこれを定める。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員が、次の各号の一に該当する場合においては、任期中であっても市長は、解嘱することができる。

- (1) 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (2) 委員たるにふさわしくない非行のあった場合

4 委員が、その職務上の地位を政党、又は政治目的の為に利用した場合は、前項の規定に従い解嘱されるものとする。

(委員長の職務等)

第5条 委員長は会務を総理し、推薦会を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議の定足数)

第6条 推薦会は、委員の半数以上の出席がなければ議事を開くことができない。

(表決)

第7条 推薦会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 推薦会の庶務は福祉事務所において処理する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月28日訓令第4号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年6月17日訓令第6号）

この規程は、公布の日から施行する。